

5/28(木)～6/30(火)

# 鎌ヶ谷市からの 重要なお知らせ



## 【燃やすごみ・プラスチック製 容器包装類】に関して、「指定 ごみ袋」が入手困難な場合は、 「指定ごみ袋」以外の袋でも ごみが出せます



市内で指定ごみ袋の品薄が発生しています。皆様の生活への影響を考慮し、指定ごみ袋の購入ができない場合は、透明・半透明の袋でもごみを出せる臨時措置を実施します。

○臨時措置期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月30日(火)  
(延長する場合は改めて広報します)

### ○臨時措置で使用できる袋等について

	使用できる袋 (OK)	使用できない袋 (NG)
素材	プラスチック製やビニール製の袋 (スーパーやコンビニなどにあるレジ袋)	紙袋、段ボール、布袋、他市の指定袋など
色	透明または半透明で中身の見える袋 (白黄赤なども可)	黒色など中身の見えない袋
大きさ	概ね15リットルから45リットルまで	左記以外の大きさの袋
厚さ	特に制限なし	
取っ手	有無は関係なし(あってもなくても可)	
印字等	特に制限なし(スーパーの袋等印字されている袋も可)	
その他	口を縛れない袋は使用できません	

### ○特記事項

燃やすごみとして排出する場合は、  
使用できる袋の表裏に「」と、  
プラスチック製容器包装類として排出する場合は、使用できる袋の表裏に  
「」とマジックで記載してください。

### ○その他

- ・分別ルールや収集日については通常通りで変更等はありません。引き続き、市の分別基準に基づき、分別の徹底をお願いします。
- ・市指定ごみ袋は臨時措置期間内でも使用可能です。
- ・一人でも多くの方が購入できるよう、指定ごみ袋の必要以上の買いだめ等、過度な購入は控えていただくようご理解ご協力をお願いします。



※袋の中に燃やすごみとプラスチック製容器包装類のごみを混合して排出することは絶対にしないでください

【問い合わせ】  
鎌ヶ谷市クリーン推進課 TEL 047-445-1223